【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月16日
【中間会計期間】	第56期中（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）
【会社名】	株式会社アトム
【英訳名】	ATOM CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　植田　剛史
【本店の所在の場所】	横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号
【電話番号】	０４５（２２４）７３９０
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　佐藤　真一郎
【最寄りの連絡場所】	横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号
【電話番号】	０４５（２２４）７３９０
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　佐藤　真一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目８番20号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第55期 中間会計期間	第56期 中間会計期間	第55期 事業年度
会計期間		自2025年４月１日 至2025年９月30日	自2026年４月１日 至2026年９月30日	自2025年４月１日 至2026年３月31日
売上高	（百万円）	14,996	15,516	30,408
経常損失（△）	（百万円）	△215	△11	△22
中間（当期）純損失（△）	（百万円）	△340	△142	△1,507
持分法を適用した場合の投資利益	（百万円）	―	―	―
資本金	（百万円）	100	100	100
発行済株式総数	（株）			
普通株式		193,559,297	193,559,297	193,559,297
第２回優先株式		5	―	5
第３回優先株式		5	―	5
第４回優先株式		12	2	12
純資産額	（百万円）	4,860	3,542	3,680
総資産額	（百万円）	16,378	15,131	14,519
１株当たり中間（当期）純損失（△）	（円）	△1.81	△0.74	△7.86
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	（円）	―	―	―
１株当たり配当額	（円）			
普通株式		―	―	―
第２回優先株式		―	―	―
第３回優先株式		―	―	―
第４回優先株式		―	―	―
自己資本比率	（%）	29.7	23.4	25.4
営業活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△280	623	△459
投資活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△376	△305	△501
財務活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△1,731	290	△2,110
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（百万円）	4,315	4,241	3,633

（注）１．当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
３．潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式は存在するものの１株当たり中間（当期）純損失であるため記載しておりません。

２【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等リスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

①財政状態

（資産）

当中間会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ６億11百万円増加し、151億31百万円となりました。その要因は現金及び預金を主とした流動資産の増加５億７百万円、新規出店、改装、業態転換等による有形固定資産の増加３億48百万円、敷金及び保証金を主とした投資その他の資産の減少２億42百万円によるものであります。

（負債）

当中間会計期間末における負債合計は、前事業年度末に比べ７億50百万円増加し、115億88百万円となりました。その要因は短期借入金を主とした流動負債の増加８億79百万円、長期借入金を主とした固定負債の減少１億29百万円によるものであります。

（純資産）

当中間会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べ、１億38百万円減少し、35億42百万円となりました。これは、主に中間純損失１億42百万円を計上したことによるものであります。また、利益剰余金の欠損填補に伴い、資本剰余金９億76百万円を利益剰余金へ振り替えております。さらに、自己株式として保有していたB種優先株式20株の消却に伴い、資本剰余金及び自己株式がそれぞれ21億27百万円減少しております。なお、これらの処理による純資産合計への影響はありません。

この結果、自己資本比率は23.4%（前事業年度末は25.4%）となりました。

②経営成績

当中間会計期間における我が国経済は、雇用・所得環境の改善等を背景に、緩やかな回復基調で推移致しました。一方で、物価上昇の継続により、個人消費の持ち直しは緩やかなものにとどまり、中東情勢や金融資本市場の変動等、先行きには引き続き不透明感が残る状況となりました。

外食産業におきましては、賃金・所得環境の改善等を背景に需要は底堅く推移したものの、食料品を中心とした物価上昇が続き、消費者の価格に対する選別意識は依然として強く、客数獲得競争も厳しい状況が続きました。また、原材料価格、人件費、物流費及びエネルギーコストの上昇が継続し、収益環境は引き続き厳しい状況となりました。

このような状況において、当社は「すべてはお客様と従業員のために」という企業理念の原点に立ち返り、「外食としての原点回帰」を基本方針として、レストラン事業の質的向上と収益基盤の再構築に取り組んでまいりました。あわせて、創業の地である福井県をはじめとした地域に根ざすローカルチェーンとしての特性を活かし、地域特性に応じた商品・サービスの提供及び情報発信を推進するとともに、不採算店舗の整理、業態転換及び既存店改装を通じた店舗ポートフォリオの最適化を進めてまいりました。

・ステーキ宮においては、既存店客数の回復を重要課題と認識し、商品力の強化及び来店動機の創出に取り組みました。「ドリアの逆襲キャンペーン」を実施し、2026年４月のグランドメニュー改定で導入したドリアメニューの認知拡大と利用促進を図るとともに、「海のごちそうフェア」においてアワビやメカジキ等を使用した期間限定商品を販売し、体験価値の向上と新たな顧客層の獲得に取り組みました。また、お盆期間及びシルバーウィーク期間には特別ランチメニューを販売し、繁忙期需要の取り込みと売上拡大に努めました。さらに、ＳＮＳやアプリを活用した情報発信を強化し、既存店売上高の向上に取り組みました。

・焼肉業態においては、「メキシカンフェア」を開催し、焼肉タコスなど焼肉とメキシカンを融合した期間限定商品を展開することで、新たな食体験の提供と来店動機の創出に取り組みました。また、「焼肉の日キャンペーン」を実施し、対象商品の訴求を通じて来店動機の創出と売上拡大を図りました。さらに、継続する原材料価格の高騰に対応するため、商品ラインアップ及びメニュー構成の見直しを進め、収益基盤の強化に取り組みました。

・寿司業態においては、「旬あじ（ときあじ）と夏の大漁祭り」を開催し、旬あじや大切りうなぎ等の季節商品を販売するとともに、「北海道産さんまフェア」を展開し、旬の食材を活用した商品訴求を強化致しました。また、お盆期間に合わせて「夏のお持ち帰りすし祭り」を実施し、期間限定商品の販売や各種特典を通じてテイクアウト需要の取り込みに取り組みました。加えて、まぐろ解体ショーの開催など体験型イベントの充実を図ることで、新規顧客の獲得及び来店頻度の向上に取り組みました。

これらの結果、当中間会計期間における業績は、売上高155億16百万円（前年同期比3.5%増）、営業利益26百万円（前年同期営業損失１億85百万円）、経常損失11百万円（前年同期経常損失２億15百万円）、中間純損失１億42百万円（前年同期純損失３億40百万円）となりました。

売上高の増加に加え、店舗運営の効率化及び販管費の適正化を進めた結果、営業利益は前年同期比２億12百万円改善し、黒字転換致しました。

今後につきましては、既存店における客数の回復を重要課題と認識しております。特に主力業態であるステーキ宮では、客数回復を最重要課題と位置付け、商品力の強化、販促施策の見直し及び顧客接点の拡大に取り組んでまいります。また、全業態において店舗運営の効率化や人時生産性の向上、各種コストの適正化を進めることで、売上高の拡大と収益性の改善に取り組んでまいります。加えて、ステーキ宮から大戸屋ごはん処への業態転換については、これまでに４店舗で実施し、転換店舗において収益改善効果が現れていることから、有力な収益改善施策の一つとして今後も積極的に推進してまいります。当社は、不採算店舗の整理、業態転換及び既存店改装を通じた店舗ポートフォリオの最適化を引き続き推進し、持続的な収益基盤の構築を図ってまいります。

当中間会計期間において、新規出店１店舗（「サンモリッツ」）、不採算店３店舗（「ステーキ宮」２店舗、「カルビ大将」１店舗）を閉鎖したことにより、当中間会計期間末の店舗数は245店舗（直営店235店舗、ＦＣ店10店舗）となりました。また、業態転換を３店舗（「ステーキ宮」から「グリエ・ミア！」へ１店舗、「ステーキ宮」から「大戸屋ごはん処」へ２店舗）、改装を22店舗（「ステーキ宮」６店舗、「カルビ大将」１店舗、「にぎりの徳兵衛」11店舗、「海鮮アトム」１店舗、「かつ時」３店舗）行いました。

今後も、各店舗の収益性及び将来性を精査し、不採算店舗の整理や業態転換、既存店改装を通じた店舗再編を継続するとともに、主要業態については競争優位性の高い地域への経営資源の集中を進め、地域特性に応じた商品・販売促進施策を展開することで、ブランド力及び収益力の向上に取り組んでまいります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は42億41百万円となり、前事業年度末に比べ６億７百万円増加致しました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は６億23百万円となりました。

これは主に減価償却費（３億54百万円）、売上債権の減少額（85百万円）、法人税等の還付額（１億49百万円）によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は３億５百万円となりました。

これは主に有形固定資産の取得による支出（５億円）、敷金及び保証金の回収による収入（１億84百万円）によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は２億90百万円となりました。

これは主に短期借入金の純増額（７億30百万円）、長期借入金の借入れによる収入（５億円）、長期借入金の返済による支出（８億67百万円）によるものであります。

(3) 経営方針・経営戦略等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【重要な契約等】

該当事項はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	299,999,978
Ｂ種優先株式	22
計	300,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株）（2026年９月30日）	提出日現在発行数（株）（2026年11月16日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	193,559,297	193,559,297	東京証券取引所スタンダード市場 名古屋証券取引所メイン市場	単元株式数100株
第４回優先株式	2	2	非上場	（注）４
計	193,559,299	193,559,299	－	－

（注）１．提出日現在発行数には、2026年11月１日から半期報告書を提出する日までの優先株式の転換による増減は含まれておりません。

２．発行済株式のうち63,000株は、現物出資（金銭報酬債権 43,711千円）によるものであります。

３．2026年５月20日開催の取締役会において、自己株式として保有していたＢ種優先株式20株の消却を決議し、2026年５月31日付で消却致しました。これにより、Ｂ種優先株式の発行済株式数は20株減少し、提出日現在２株となっております。

４．第４回優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 単元株式数

１株

(2) 第４回優先配当金の額

(a) 当社が剰余金の配当を行う場合、当社は、第４回優先株式を有する株主（以下「第４回優先株主」という。）又は第４回優先株式の登録株式質権者（以下「第４回優先登録株式質権者」という。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第４回優先株式１株につき、以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）（以下「第４回優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該事業年度において第４回優先中間配当金が支払われた場合、第４回優先配当金の支払いは、第４回優先中間配当金を控除した額による。

優先配当金 ＝ 100,000,000円 × 1.50%

(b) ある事業年度において、第４回優先株主又は第４回優先登録株式質権者に対する剰余金の配当が、１株につき第４回優先配当金の金額に満たない場合、普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当は、これを支払わない。

(c) ある事業年度において、第４回優先株主又は第４回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第４回優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「累積未払第４回優先配当金」という。）については、第４回優先配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これを第４回優先株主又は第４回優先登録株式質権者に支払う。

(d) 第４回優先株主又は第４回優先登録株式質権者に対しては、第４回優先配当金を超えて配当を行わない。

(3) 第４回優先中間配当金の額

(a) 当社が、会社法第454条第５項に基づく剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行う場合、当社は、第４回優先株主又は第４回優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第４回優先株式１株につき第４回優先配当金の２分の１に相当する額（以下「第４回優先中間配当金」という。）を支払う。

(b) 第４回優先株主又は第４回優先登録株式質権者に対する中間配当が、１株につき第４回優先中間配当金の金額に満たない場合、普通株主又は普通登録株式質権者に対する中間配当は、これを支払わない。

(4) 残余財産の分配

(a) 当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第４回優先株主又は第４回優先登録株式質権者に対して、累積未払第４回優先配当金相当額を支払う。

(b) 第４回優先株主又は第４回優先登録株式質権者に対しては、累積未払第４回優先配当金相当額及び第４回優先株式１株につき100,000,000円の合計額を超えて残余財産の分配は行わない。

(5) 議決権

第４回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(6) 取得請求権（転換請求権）

(a) 第４回優先株主は、本項に定める条件に従い、当社に対して、第４回優先株式を取得することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。

(b) 転換請求と引換えに交付する財産の内容

当社普通株式

(c) 転換請求と引換えに交付する株式の数

第４回優先株式の転換請求と引換えに第４回優先株主に対して交付する株式の数は以下のとおりとし、交付する株式数の算出にあたり、１株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

$$\text{交付する株式数} = \frac{\text{転換請求のために提出した第４回優先株式の払込金額の総額}}{\text{転換価額}}$$

(d) 転換価額

転換価額は、転換請求の効力発生日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。

(e) 転換請求可能期間

第４回優先株主が転換請求することができる期間は、2011年10月１日からとする。

(f) 転換請求受付場所

株式会社アトム 総務部 総務課

(g) 転換請求の効力の発生

転換請求の効力は、当社所定の転換請求書が前記の転換請求受付場所の営業時間内に当該転換請求受付場所に到着したときに発生する。

(7) 取得条項①（強制転換）

(a) 当社は、本項に定める条件に従い、2013年９月30日以降の日で、当社取締役会決議をもって別途定める日（以下「強制転換日」という。）において、第４回優先株式を取得（以下「強制転換」という。）することができる。

(b) 強制転換と引換えに交付する財産の内容

当社普通株式

(c) 強制転換と引換えに交付する株式の数

第４回優先株式の強制取得と引換えに第４回優先株主に対して交付する株式の数は以下のとおりとし、交付する株式数の算出にあたり、１株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

$$\text{交付する株式数} = \frac{\text{第４回優先株主が保有する第４回優先株式の払込金額の総額}}{\text{強制転換価額}}$$

(d) 強制転換価額

強制転換価額は、強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。

(e) 第４回優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。

(8) 取得条項②（強制償還）

(a)　当社は、本項に定める条件に従い、2013年９月30日以降の日で、当社取締役会決議をもって別途定める日（以下「強制取得日」という。）において、第４回優先株式を取得（以下「強制取得」という。）することができる。
(b)　強制取得と引換えに交付する財産（金銭に限る。）の金額（以下「償還価額」という。）は、第４回優先株式１株につき100,000,000円に強制取得日現在における累積未払第４回優先配当金相当額及び日割未払第４回優先配当金相当額を加えた額とする。
(c)　日割未払第４回優先配当金相当額は、強制取得日の属する事業年度に係る第４回優先配当金について、１年を365日とし、強制取得日の属する事業年度の初日から強制取得日（いずれも同日を含む。）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。
(d)　第４回優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。
(e)　強制取得は、強制取得日における分配可能額から、強制取得日が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会において分配可能額から配当し又は支払うことを決定した金額及び強制取得日が属する事業年度において既に強制取得が実行又は決定された金額（他の種類の株式の取得金額を含む。）の合計額を控除した金額を限度とする。

(9) 種類株主総会

当社が以下に掲げる行為を行う場合において、当該行為につき第４回優先株主による種類株主総会の決議を要しない。

(a)　定款変更（株式の種類の追加、株式の内容の変更又は発行可能株式総数若しくは発行可能種類株式総数の増加に関するものを除く。）
(b)　株式の併合又は分割
(c)　株式の株主割当て又は無償割当て
(d)　新株予約権の株主割当て又は無償割当て

(10) 譲渡制限

第４回優先株式の譲渡又は取得については、第４回優先株主又は取得者は当社取締役会の承認を受けなければならない。

(11) 優先順位

当社の優先株式に係る残余財産の分配における支払順位は、当社普通株式及び第４回優先株式のそれぞれについて同順位とする。

(12) 議決権を有しないこととしている理由

資本の増強に当たり、既存の株主への影響を考慮したため。

(13) 異なる数の単元株式数を定めている理由

株式会社ジクトの吸収合併に伴う割当交付に当たり、既存株主への影響を考慮したため。

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
2026年５月31日（注）	△20	193,559,299	－	100	－	1,400

（注）自己株式の消却による減少であります。

（５）【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社コロワイド	神奈川県横浜市西区みなとみらい２丁目２－１ランドマークタワー１２階	79,544	41.18
ＢＮＹ ＧＣＭ ＣＬＩＥＮＴ ＡＣＣＯＵＮＴ ＪＰＲＤ ＡＣ ＩＳＧ （ＦＥ－ＡＣ） （常任代理人株式会社三菱ＵＦＪ銀行決済事業部）	ＰＥＴＥＲＢＯＲＯＵＧＨ ＣＯＵＲＴ １３３ ＦＬＥＥＴ ＳＴＲＥＥＴ ＬＯＮＤＯＮ ＥＣ４Ａ ２ＢＢ ＵＮＩＴＥＤ ＫＩＮＧＤＯＭ （東京都千代田区丸の内１丁目４－５）	1,570	0.81
ＪＰ ＪＰＭＳＥ ＬＵＸ ＲＥ ＵＢＳ ＡＧ ＬＯＮＤＯＮ ＢＲＡＮＣＨ ＥＱＣＯ （常任代理人株式会社三菱ＵＦＪ銀行決済事業部）	ＢＡＨＮＨＯＦＳＴＲＡＳＳＥ ４５ＺＵＲＩＣＨ ＳＷＩＴＺＥＲＬＡＮＤ ８０９８ （東京都千代田区丸の内１丁目４－５）	843	0.44
株式会社足利銀行	栃木県宇都宮市桜４丁目１－２５	501	0.26
ＢＮＹＭ ＳＡ／ＮＶ ＦＯＲ ＢＮＹＭ ＦＯＲ ＢＮＹＭ ＧＣＭ ＣＬＩＥＮＴ ＡＣＣＴＳ Ｍ ＩＬＭ ＦＥ （常任代理人株式会社三菱ＵＦＪ銀行決済事業部）	２ ＫＩＮＧ ＥＤＷＡＲＤ ＳＴＲＥＥＴ， ＬＯＮＤＯＮ ＥＣ１Ａ １ＨＱ ＵＮＩＴＥＤ ＫＩＮＧＤＯＭ （東京都千代田区丸の内１丁目４－５）	391	0.20
ＪＰ ＭＯＲＧＡＮ ＣＨＡＳＥ ＢＡＮＫ ３８５７８１ （常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部）	２５ ＢＡＮＫ ＳＴＲＥＥＴ， ＣＡＮＡＲＹ ＷＨＡＲＦ， ＬＯＮＤＯＮ， Ｅ１４ ５ＪＰ， ＵＮＩＴＥＤ ＫＩＮＧＤＯＭ （東京都港区港南２丁目１５－１）	233	0.12
井上ヒロ子	栃木県宇都宮市	199	0.10
株式会社大光	岐阜県大垣市古宮町２２７－１	178	0.09
モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社	東京都千代田区大手町１丁目９－７	172	0.09
ＴＨＥ ＢＡＮＫ ＯＦ ＮＥＷ ＹＯＲＫ ＭＥＬＬＯＮ １４００４２ （常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部）	２４０ ＧＲＥＥＮＷＩＣＨ ＳＴＲＥＥＴ， ＮＥＷ ＹＯＲＫ， ＮＹ １０２８６， Ｕ．Ｓ．Ａ． （東京都港区港南２丁目１５－１）	172	0.09
計	－	83,803	43.38

（注）　当社は自己株式412千株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため上記大株主から除外しております。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数（個）	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%)
株式会社コロワイド	神奈川県横浜市西区みなとみらい２丁目２－１ランドマークタワー１２階	795,441	41.20
ＢＮＹ ＧＣＭ ＣＬＩＥＮＴ ＡＣＣＯＵＮＴ ＪＰＲＤ ＡＣ ＩＳＧ （ＦＥ－ＡＣ） （常任代理人株式会社三菱ＵＦＪ銀行決済事業部）	ＰＥＴＥＲＢＯＲＯＵＧＨ ＣＯＵＲＴ １３３ ＦＬＥＥＴ ＳＴＲＥＥＴ ＬＯＮＤＯＮ ＥＣ４Ａ ２ＢＢ ＵＮＩＴＥＤ ＫＩＮＧＤＯＭ （東京都千代田区丸の内１丁目４－５）	15,696	0.81
ＪＰ ＪＰＭＳＥ ＬＵＸ ＲＥ ＵＢＳ ＡＧ ＬＯＮＤＯＮ ＢＲＡＮＣＨ ＥＱＣＯ （常任代理人株式会社三菱ＵＦＪ銀行決済事業部）	ＢＡＨＮＨＯＦＳＴＲＡＳＳＥ ４５ＺＵＲＩＣＨ ＳＷＩＴＺＥＲＬＡＮＤ ８０９８ （東京都千代田区丸の内１丁目４－５）	8,430	0.44
株式会社足利銀行	栃木県宇都宮市桜４丁目１－２５	5,009	0.26
ＢＮＹＭ ＳＡ／ＮＶ ＦＯＲ ＢＮＹＭ ＦＯＲ ＢＮＹＭ ＧＣＭ ＣＬＩＥＮＴ ＡＣＣＴＳ Ｍ ＩＬＭ ＦＥ （常任代理人株式会社三菱ＵＦＪ銀行決済事業部）	２ ＫＩＮＧ ＥＤＷＡＲＤ ＳＴＲＥＥＴ， ＬＯＮＤＯＮ ＥＣ１Ａ １ＨＱ ＵＮＩＴＥＤ ＫＩＮＧＤＯＭ （東京都千代田区丸の内１丁目４－５）	3,910	0.20
ＪＰ ＭＯＲＧＡＮ ＣＨＡＳＥ ＢＡＮＫ ３８５７８１ （常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部）	２５ ＢＡＮＫ ＳＴＲＥＥＴ， ＣＡＮＡＲＹ ＷＨＡＲＦ， ＬＯＮＤＯＮ， Ｅ１４ ５ＪＰ， ＵＮＩＴＥＤ ＫＩＮＧＤＯＭ （東京都港区港南２丁目１５－１）	2,334	0.12
井上ヒロ子	栃木県宇都宮市	1,989	0.10
株式会社大光	岐阜県大垣市古宮町２２７－１	1,780	0.09
モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社	東京都千代田区大手町１丁目９－７	1,717	0.09
ＴＨＥ ＢＡＮＫ ＯＦ ＮＥＷ ＹＯＲＫ ＭＥＬＬＯＮ １４００４２ （常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部）	２４０ ＧＲＥＥＮＷＩＣＨ ＳＴＲＥＥＴ， ＮＥＷ ＹＯＲＫ， ＮＹ １０２８６， Ｕ． Ｓ． Ａ． （東京都港区港南２丁目１５－１）	1,716	0.09
計	－	838,022	43.40

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	第４回優先株式 2	－	優先株式の内容は、「１株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「②発行済株式」の注記に記載。
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 412,000	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式 193,065,700	1,930,657	－
単元未満株式	普通株式 81,597	－	－
発行済株式総数	193,559,299	－	－
総株主の議決権	－	1,930,657	－

（注）１．「完全議決権株式（その他）」及び「単元未満株式」欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ600株及び50株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数６個が含まれております。

２．「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式32株が含まれております。

３．2026年５月20日開催の取締役会において、自己株式として保有していたＢ種優先株式20株の消却を決議し、2026年５月31日付で消却致しました。

②【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社アトム	横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号	412,000	－	412,000	0.21
計	－	412,000	－	412,000	0.21

（注）「発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）」の計算には、優先株式２株は含まれておりません。

２【役員の状況】

該当事項はありません。

第４【経理の状況】

１．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第１編及び第３編の規定により第１種中間財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる期中レビューを受けております。

３．中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1【中間財務諸表】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：百万円）

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,633	4,245
売掛金	1,158	1,072
棚卸資産	※ 238	※ 267
その他	521	473
流動資産合計	5,552	6,059
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	3,080	3,237
その他（純額）	2,199	2,390
有形固定資産合計	5,279	5,627
無形固定資産	81	80
投資その他の資産		
敷金及び保証金	2,764	2,579
その他	877	819
貸倒引当金	△35	△35
投資その他の資産合計	3,606	3,364
固定資産合計	8,967	9,072
資産合計	14,519	15,131
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,321	2,382
短期借入金	800	1,530
１年内返済予定の長期借入金	1,581	1,454
未払法人税等	―	54
資産除去債務	―	26
賞与引当金	42	48
販売促進引当金	379	393
店舗閉鎖損失引当金	―	17
その他	1,772	1,871
流動負債合計	6,898	7,778
固定負債		
長期借入金	2,799	2,559
資産除去債務	773	763
その他	367	487
固定負債合計	3,940	3,810
負債合計	10,838	11,588
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金	6,856	3,752
利益剰余金	△976	△142
自己株式	△2,298	△166
株主資本合計	3,682	3,544
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△1	△1
評価・換算差額等合計	△1	△1
純資産合計	3,680	3,542
負債純資産合計	14,519	15,131

（２）【中間損益計算書】

（単位：百万円）

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
売上高	14,996	15,516
売上原価	5,616	5,961
売上総利益	9,379	9,554
販売費及び一般管理費	※ 9,565	※ 9,527
営業利益又は営業損失（△）	△185	26
営業外収益		
不動産賃貸料	73	74
その他	19	21
営業外収益合計	93	96
営業外費用		
支払利息	39	57
不動産賃貸原価	70	71
その他	13	5
営業外費用合計	123	135
経常損失（△）	△215	△11
特別利益		
固定資産売却益	2	45
投資有価証券売却益	0	－
その他	2	－
特別利益合計	5	45
特別損失		
固定資産除却損	37	33
減損損失	5	26
店舗閉鎖損失引当金繰入額	－	17
その他	0	0
特別損失合計	44	77
税引前中間純損失（△）	△253	△44
法人税、住民税及び事業税	70	31
法人税等調整額	15	66
法人税等合計	86	98
中間純損失（△）	△340	△142

（３）【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失（△）	△253	△44
減価償却費	351	354
販売促進引当金の増減額（△は減少）	△160	14
店舗閉鎖損失引当金の増減額（△は減少）	△9	17
支払利息	39	57
固定資産売却損益（△は益）	△2	△45
固定資産除却損	37	33
減損損失	5	26
売上債権の増減額（△は増加）	223	85
棚卸資産の増減額（△は増加）	30	△28
未収入金の増減額（△は増加）	93	19
仕入債務の増減額（△は減少）	60	60
未払金の増減額（△は減少）	△390	△113
未払消費税等の増減額（△は減少）	5	75
その他	127	124
小計	157	637
利息及び配当金の受取額	7	5
利息の支払額	△39	△59
法人税等の支払額	△425	△110
法人税等の還付額	19	149
営業活動によるキャッシュ・フロー	△280	623
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△453	△500
有形固定資産の売却による収入	32	45
無形固定資産の取得による支出	△12	△7
投資有価証券の売却による収入	7	－
敷金及び保証金の差入による支出	△27	△9
敷金及び保証金の回収による収入	87	184
資産除去債務の履行による支出	－	△1
その他	△9	△15
投資活動によるキャッシュ・フロー	△376	△305
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	1,200	730
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△58	△72
長期借入れによる収入	300	500
長期借入金の返済による支出	△1,045	△867
自己株式の取得による支出	△2,127	－
その他	－	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,731	290
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△2,388	607
現金及び現金同等物の期首残高	6,703	3,633
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 4,315	※ 4,241

【注記事項】

（中間貸借対照表関係）

※　棚卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
商品	0百万円	0百万円
原材料及び貯蔵品	238	267

（中間損益計算書関係）

※　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
従業員給料及び手当	1,295百万円	1,311百万円
その他の人件費	2,876	2,829
賞与引当金繰入額	61	47
退職給付費用	25	25
賃借料	1,294	1,303
減価償却費	350	352
販売促進引当金繰入額	277	278

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
現金及び預金勘定	4,315百万円	4,245百万円
預入期間が３か月を超える定期預金	－	△4
現金及び現金同等物	4,315	4,241

（株主資本等関係）

Ⅰ　前中間会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

当社は、2025年６月12日開催の取締役会決議に基づき、2025年６月30日付で親会社である株式会社コロワイドが保有する当社Ｂ種優先株式の全部（20株）を取得致しました。その結果、前中間会計期間において自己株式が21億27百万円増加したこと等により、前中間会計期間末において自己株式が22億98百万円となりました。

Ⅱ　当中間会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

2026年５月20日開催の取締役会において、繰越利益剰余金の欠損を填補し、早期の財務体質の強化を図るとともに今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、剰余金の処分を決議し、同日付で処分を実施致しました。この結果、当中間会計期間において、資本剰余金が９億76百万円減少し、利益剰余金が９億76百万円増加しております。

また、同取締役会において、自己株式として保有していたＢ種優先株式20株の消却を決議し、2026年５月31日付で消却致しました。この結果、当中間会計期間において、資本剰余金及び自己株式がそれぞれ21億27百万円減少しております。

これらの結果、当中間会計期間末において、資本剰余金は37億52百万円、利益剰余金は△１億42百万円、自己株式の残高は１億66百万円となっております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

Ⅰ　前中間会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当社は、「レストラン事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

レストラン事業セグメントにおいて、固定資産の減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、前中間会計期間において５百万円であります。

Ⅱ　当中間会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当社は、「レストラン事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

レストラン事業セグメントにおいて、固定資産の減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当中間会計期間において26百万円であります。

（収益認識関係）

当社の事業はレストラン事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）

１株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
１株当たり中間純損失（△）	△1円81銭	△0円74銭
（算定上の基礎）		
中間純損失（△）（百万円）	△340	△142
普通株主に帰属しない金額（百万円）	8	1
（うち優先株式配当金（百万円））	(8)	(1)
普通株式に係る中間純損失（△）（百万円）	△349	△143
普通株式の期中平均株式数（千株）	193,128	193,139
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	――――	――――

（注）　潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの１株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

２【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月13日

株式会社アトム

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 本　道 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	相 澤　陽 介
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蕨　高　明

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アトムの2026年４月１日から2027年３月31日までの第56期事業年度の中間会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アトムの2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。**
- **継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間財務諸表の表示及び注記事項が、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。**

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１　上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２　ＸＢＲＬデータは期中レビューの対象には含まれておりません。